

公共下水道接続報奨金制度について

常滑市建設部下水道課

令和7年6月一部修正

1 目的及び制度の概要

(1) 目的

公共下水道の水洗化率向上の施策として、浄化槽等からの切替により、公共下水道に接続した個人及び法人に対して報奨金を交付する制度を創設するもの。

(2) 制度の名称

「公共下水道接続報奨金」

(3) 報奨金の額

10万円

※工事の内容及び工事費の多寡に関わらず定額。同一年度中の複数回申請も可。

2 制度の対象者

①公共下水道の②供用開始後3年以内の区域で、③くみ取り及び浄化槽により、汚水进行处理する建物について公共下水道に接続する工事を完了し④使用開始した個人及び法人。

ただし、⑤制度開始から3年以内は、供用開始済区域全域を交付対象とします。

- ・新築の建物及び農業集落排水事業は対象外です。
- ・排水設備等(計画)確認申請書における申請者が奨励金の対象となります。

3 他の交付要件

要件	備考
接続に伴う下水道使用料について、口座振替で納付すること。	賃貸用建築物(アパート等)は除きます。
申請者に水道料金等及び受益者負担金に未納のないこと	対象地以外の滞納を含みます。 市税は確認しません。
対象の建物のある土地に係る受益者負担金の未納のないこと	地主や前所有者が滞納している場合も対象外となります。

受益者負担金の未納は、期別納付中等の納期未到来分は未納としません。

4 交付の対象（補足）

交付対象の例	交付対象外の例
・賃貸用・事業用建築物の切替 ・市補助金で設置した浄化槽の切替 ・自治会、区の切替	・宅内配管の改造 ・ますのみの設置 ・便槽及び浄化槽のない建物の接続 ・国、県、市等 ・便所等の建物の一部のみの接続

敷地内に複数の建物がある場合

- 敷地内に複数の建物があり、用途の異なる個々の画地として取り扱うことができる場合には、それぞれの建物毎に排水設備確認申請が可能であり、報奨金も個々に申請が可能です。

(例)・敷地内に親、子のそれぞれの住宅がある。

・敷地内に工場用建物と住宅がある。

- ・実際の公図上の分筆は必要としません。
- ・水道料金の水栓数、公共汚水ますの設置数が共用(一つ)の場合でも、2画地と取り扱う場合があります。

実際に別画地として取り扱うかどうかは個別に判断しますので、必ず事前確認をお願いします。

5 申請方法

対象者本人が公共下水道に接続した後、下水道課へ直接申請します。（接続前の事前手続き等はありません）

- 使用開始届の受領後、市が対象見込者に申請書類を送付します。
- 申請者は郵送もしくはネットで申請します。
- 申請期限は使用開始の日から6か月以内です。
- 使用開始した年度の次年度に報奨金金を申請することも可能です。
- 申請にあたって、見積書や工事費等の領収書の添付は不要です。

6 奨励金の申請書

表面

公共下水道接続奨励金のネット申請は右側の QR コードからご利用いただけます。
<https://logoform.jp/form/vsld/152801>



郵便用申請書

年 月 日

公共下水道接続奨励金 交付申請書

公共下水道事業
 管轄市長 様

<申請者>

住所

氏名

電話番号

公共下水道接続奨励金について、下記のとおり申請します。なお、本申請金の支給の有無について下水道課が調査することについて同意します。

1 奨励金の対象となる接続工事

接 続 地 点 所 在 地 市 道 市 下 水 道 管 線 号	接 続 日 付 (工事完了の日)
注 意 事 項 (確認チェック) ☐ 申請書及び接続物の所在地に係る下水道事業費負担金、水道料金等(下水道使用料)を口座振替で納付している、 水費滞り滞り等の場合はチェック無しでも交付対象です。 ☐ 接続した建築物に係る水道料金等の口座振替口座 (申請者本人名義以外の口座でも受け取りできます) ☐ それ以外の口座 (※前記にて口座番号を記入)	注 意 事 項 (確認チェック) ☐ 浄化槽を廃止又はくみ取り処理を水道管に接続し、排水設備を接続して公共下水道の利用を開始した。 ☐ 申請書及び接続物の所在地に係る下水道事業費負担金、水道料金等(下水道使用料)を口座振替で納付している、 水費滞り滞り等の場合はチェック無しでも交付対象です。 ☐ 接続した建築物に係る水道料金等の口座振替口座 (申請者本人名義以外の口座でも受け取りできます) ☐ それ以外の口座 (※前記にて口座番号を記入)

裏面

2 奨励金の受取口座を「それ以外の口座」とする場合

市町民が記入する欄の口座に限る

市 町 民 名 義 氏 名 住 所 〒 市 町 区 丁目 番 号 電話番号	受 取 口 座 口座名義人 口座番号 口座種別 口座開設日
---	---

<振込先住所の異なる施設(マンション、ビル等)の貸し、貸付関係等
 ※「1 接続した建築物に係る水道料金等の口座振替口座」を選んだ場合は不変

公共下水道接続奨励金に関するアンケートにご協力ください

Q1 今回の排水設備工事は何からの切替ですか。(1に1点チェック)
☐ 水取り便所 ☐ 単独処理浄化槽 ☐ 合併処理浄化槽 ☐ その他・わからない

Q2 これまで公共下水道に切替しなかった理由は何ですか。(1に1点チェック・複数回答可)
☐ 公共下水道が整備されていなかったから ☐ 浄化槽でも不便を感じなかったから
☐ 排水設備工事の費用が高かったから ☐ その他()

Q3 排水設備工事はいくらかかりましたか。
 工事費 万円

Q4 公共下水道接続奨励金があることを知っていましたか？また工事を決定するにあたり、奨励金は影響がありましたか？(1に1点チェック)
☐ 知っており、奨励金が影響した ☐ 知っていたが奨励金は影響しなかった
☐ 奨励金があることを知らなかった

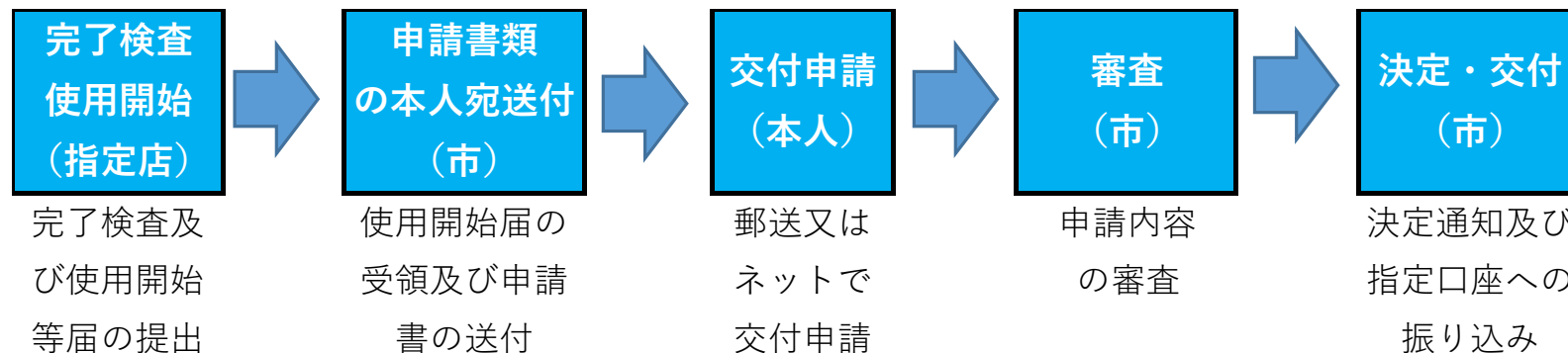
アンケートに回答しない場合でも、公共下水道接続奨励金の給付に差別はありません。

申請に合わせてアンケートをお願いしています。

7 交付方法

報奨金の申請を受領後1～2か月をめぐに、下水道課が交付要件を確認のうえ、申請者が指定した口座に、報奨金を交付します。

【申請及び交付の流れ】



指定工事店が直接申請手続きすることはありませんが、完了検査時に提出する使用開始等届などに不備がある場合には報奨金の交付が遅れる場合があります。

8 制度の対象期間

○対象期間の始期

令和5年7月1日以降に排水設備確認申請書を提出した者から対象。

※7月1日以前に確認申請が提出されていた場合は対象外。

○対象期間の終期(令和7年6月期間延長の改正)

制度の開始もしくはその地域における供用開始の日から3年以内に公共下水道の使用を開始した者

＜令和7年6月要件緩和＞

制度開始前に供用開始した区域について、今後、接続希望者が増加し、工事の日程の都合等により、3年以内に使用開始できないものが多く出る恐れがあることから、当初期限までに確認申請書の提出をした場合に限り、令和9年6月30日までに使用開始すれば奨励金の対象とします。なお令和5年中の供用開始区域も同様に扱います

○対象期間の終期の具体例

(1) 供用開始済みの区域

① 令和5年4月1日以前に供用開始

令和9年6月30日までに使用開始した者。

※令和8年6月30日までに確認申請書を提出

② 令和5年9月1日に供用開始

令和9年6月30日までに使用開始した者。

※令和8年8月31日までに確認申請書を提出

③ 令和6年1月1日に供用開始

令和9年6月30日までに使用開始した者。

※令和8年12月31日までに確認申請書を提出

④ 令和7年1月1日に供用開始

令和9年12月31日までに使用開始した者。

⑤ 令和7年5月1日に供用開始

令和10年4月30日までに使用開始した者。

供用開始日	下水道の使用開始期限	確認申請書の提出期限
令和5年6月30日以前	令和9年6月30日	令和8年6月30日
令和5年9月1日		令和8年8月31日
令和6年1月1日		令和8年12月31日
令和7年1月1日	令和9年12月31日	—
令和7年5月1日	令和10年4月30日	—

(2) 供用開始する区域(令和8年度以降に供用開始)

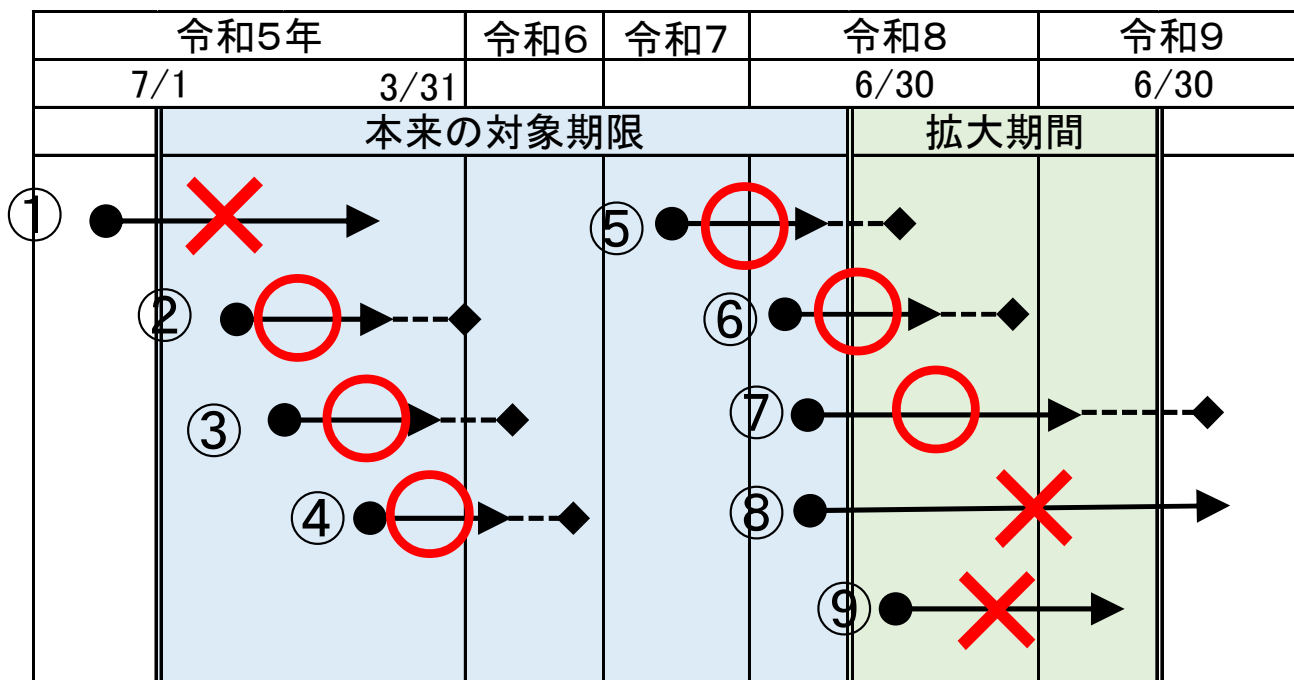
供用開始をした日から3年を経過した日の前日までに使用開始した者。

＜例＞令和8年5月1日供用開始区域→令和11年4月30日までに使用開始

※接続を希望される方に報奨金の説明を行う際には、必ず所在地番をもとに対象の建物が報奨金の対象期間内であるか事前確認をお願いします。

9 制度の対象となる期間(まとめ)

< 供用開始済区域の場合 >



項目	可否
①7月1日以前の確認申請	×
②通常の申請(全て同一年度内)	○
③年度内使用開始、次年度報奨金申請	○
④年度内確認申請、次年度使用開始	○
⑤対象期限中に確認申請及び使用開始、拡大期間中に報奨金申請	○
⑥対象期限中に確認申請、拡大期間中に使用開始及びに報奨金申請	○
⑦対象期限中に確認申請、拡大期間中に使用開始、拡大期間後に申請	○
⑧対象期限中に確認申請、拡大期間後に使用開始	×
⑨拡大期間中に確認申請及び使用開始	×

10 指定工事店へのお願い

- 下水道未接続者への制度の周知
（事前に対象となるか、必ず確認すること）
- 排水設備工事に係る見積もりへの協力
- 使用開始届等の書類の適切な提出
- 余裕を持った施工日程の確保